

第270回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年5月10日（水） 15:00～15:40
- (2) 場 所 奄美会館2階 大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) その他

令和5年5月10日午後3時00分開会

【開 会】

- | | |
|----------|--|
| 山之内事務局長 | <p>皆様お疲れ様です。私は、この4月に県庁森林経営課から（県大島支庁）林務水産課長として参りました山之内と申します。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第270回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>なお、本日は委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に今回、県の人事異動に伴い、職員に異動がございましたので、この場をお借りして紹介させていただきます。</p> <p>まず、大島支庁農林水産部長として中島の後任として参りました町田でございます。</p> |
| 町田農林水産部長 | <p>こんにちは。農林水産部長の町田でございます。皆様と一緒に（委員会に）参加させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> |
| 山之内事務局長 | <p>次に、私は先ほど自己紹介いたしました。</p> <p>そして、事務局次長及び県大島支庁林務水産課水産係長につきましては、昨年度に引き続き宍道でございます。</p> <p>事務局書記及び県大島支庁林務水産課水産係の丸山につきましても、昨年度に引き続きとなります。</p> <p>県大島支庁水産係の村瀬も昨年度に引き続きとなります。</p> <p>そして、保科の後任として県大島支庁水産係に着任した福元でございます。</p> <p>そして、山神の後任として、県大島支庁水産係に着任した寺岡でございます。</p> <p>令和5年度も引き続きどうぞよろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 茂野会長 | <p>皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、委員全員の出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、事務局のほうも4人交代しておりますが、またよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「前田委員」と「築地新委員」にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。</p> |

各委員 (異議なし)

茂野会長

それでは今回は前田委員と築地新委員にお願いいたします。
また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。

【議事1 ソデイカ漁業に係る委員会指示について(協議)】

茂野会長

それでは議事1【ソデイカ漁業に係る委員会指示について】を議題といたします。この件は、協議事項となっております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

丸山書記

事務局の丸山です。どうぞよろしく申し上げます。議事1についてです。資料1を御覧ください。「ソデイカ漁業に係る委員会指示について」でございます。

「ソデイカ漁業に係る委員会指示」につきましては、平成7年に最初の指示を出しましてから所要の改正を行いつつ、有効期間の更新を行ってまいりました。現行の委員会指示の有効期間が今年の5月31日で切れることに伴いまして、委員会指示の更新とこれに伴います承認取扱要領及び取扱方針の改正を行うものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。これまでの経緯でございますが、表にお示ししているとおり沖縄海区のソデイカ採捕に係る委員会指示との調整を図るため、指示の有効期間につきましては、その時の状況に応じまして3年もしくは1年としてきたところでございます。

なお、昨年度の沖縄海区の状況につきましては、1ページの下の方でございますが、計4回協議がなされ、漁協や漁業者等の関係者の意向を調査するアンケートの結果を踏まえ、6月から11月を禁漁期間とする指示が更新され、新たにソデイカはえ縄漁業が禁止されたところです。

次に、ソデイカ漁獲量実績等の統計資料について、2ページから4ページに掲載しております。2ページは、過去5年間の月ごとの漁獲量実績になります。漁獲量としては、平成29から30年のシーズンから令和2から3年までのシーズンではいずれの年も、ソデイカ漁が解禁される11月が最も多く、令和3から4年のシーズンでは、軽石漂着の影響もありましてシーズン内で最多ではありませんが、それでも3番目に多くっており、漁の解禁月の11月は漁獲量が多めの状況と言えます。その後、12月から5月にかけて増減を繰り返しながら、禁漁直前の6月は、平成29から30年のシーズンから令和2から3年までのシーズンが最小、令和3から4年までのシーズンは3番目に少なくなっており、6月は漁獲量が少なめの状況と言えます。また、3ページには、各年ごとの奄美海区

及び沖縄海区の漁獲量を示しております。平成29年以降、奄美海区も沖縄海区も減少する傾向にあります。4ページには、奄美海区の漁獲金額等の推移を示しております。こちらについては、お目通しのほどよろしくをお願いします。

5ページから8ページには、委員会に先立ち管内各漁協を対象に実施したアンケートの内容及び結果について掲載しております。アンケートの内容は、冒頭に現状と事務局の考え方を記載し、それに目をとおしていただいた上で、設問1で禁漁期間について、設問2でソデイカ漁業で使用する漁具の制限について、設問3でソデイカはえ縄漁業の操業区域の制限について各漁協ごとに回答をいただき、設問4の自由記述欄で補足意見があれば記載いただく内容となっています。

アンケートの結果については、7ページを御覧ください。まず、質問1の禁漁期間については、現行の禁漁期間である6月から10月まででよいとする回答が8漁協のうち7漁協から、残り1漁協からは、特定の選択肢を選択せず「その他」との回答がありました。現行でよいとする理由は、現状で問題を感じていない、漁船の規模的に11、12月の操業しかできないため、11月を禁漁にすると、日帰り漁師などが多い奄美では小型船は厳しいと思う、11月の操業実績が良いので現行の漁期が良い、組合における主要魚種であり、現行の禁漁期間がベストである、といったものでした。その他の回答の詳細としては、沖縄と同じ禁漁期では小型船の多い奄美は不利になるので今の漁期を希望するという意見と、漁期が限られることからできる限り長い漁期を設定してほしいので以前の7月から10月の禁漁期に戻してほしい意見と、資源管理の観点から禁漁期を沖縄と同じに合わせるべきという3つの意見に分かれているとのことでした。

質問2の漁具の制限について、まず、質問2-1の現行50海里内30本以内の旗等の本数については、現行どおりでよいとの回答が7漁協、多くした方がよいとの回答が1漁協よりありました。現行どおりでよいの理由としては、資源管理のため、現状で問題ないが10~20本程度旗を増やしてほしいという希望が一部あるといった意見や、旗等の本数増よりも小型船の漁場確保及び沖縄漁船への操業規制等の対策を行うべきとの内容でした。多くした方がよいの理由としては、奄美大島の場合、東海域に出るには喜界島があるため100マイル近く出なければならないので、本数を増やしてほしいといった内容でした。

また、質問 2-2 の現行50海里超50本以内の旗等の本数については、現行どおりでよいの回答が 7 漁協、多くした方がよいとの回答が 1 漁協よりありました。現行どおりでよいの理由としては、資源管理のため、一人乗りでは50海里超50本以内が限界だが、二人乗り船の旗数を見直した方がよいとの意見や、現状で問題ないが10~20本程度旗を増やしてほしいとの希望が一部ある、あるいは、沖縄船が旗等の本数を遵守していない情報があるため、その取り締まりを行うべきとの内容でした。多くした方がよいの理由としては、二人乗り船の隻数が増え規模が大きくなっているため、本数を増やしてほしいといった内容でした。

そして、8 ページになりますが、質問 2-3 の現行はえ縄 1 隻350本以内の擬餌針の本数については、全 8 漁協から、現行どおりでよいとの回答でした。理由としては、現行どおりで問題ないとの意見の他、ソデイカはえ縄漁は操業が難しいという意見がありました。

質問 3 の現行はえ縄50海里内禁止の操業区域の制限については、全 8 漁協から、現行どおりでよいとの回答でした。

最後の質問 4 の自由意見では、資源保護の観点からは禁漁期間の延長も必要だと思われるが、ソデイカ漁が組合における主要魚種であるため、現行の禁漁期間でお願いしたい、あるいは、奄美大島海区が沖縄海区と隣接する海区であるため、漁業者からの問い合わせが多く大変苦慮しているといった意見がありました。

次に、9 ページから11 ページに、令和 4 年に出されている沖縄海区の委員会指示を参考までに添付してありますので、お目通し願います。

ここまでの説明を踏まえ、事務局としては、全ての漁協から現行の禁漁期間を望む声があること、昨年 6 月の当委員会において、禁漁期間を 1 か月延長して 6 月から10月を禁漁期間とした後、今回、委員会指示の期限が 5 月末に迫っていることから委員会指示の更新を協議するという一方で、禁漁期間を 1 月延長して以降、6 月の禁漁を 1 度も実施しておらず、6 月禁漁とした場合の成果を見ていく必要があること、11月は例年漁獲量が多く、11月を禁漁とすると当海区内の漁業者への影響が大きいことなどを考慮し、引き続き、現状の 6 月から10月を禁漁期間とする指示案としています。また、漁具の制限については、50海里内30本以内、50海里超50本以内の旗等の本数とする旗流し漁業の漁具の制限について、一部漁協から本数増を希望する声がありますが、資源管理の観点から、引き続き現在の委員会指示の内容をそのまま更新する指示案としています。なお、沖縄船が漁具の制限に係る委員会指示を遵守していないとの一部漁協から意見があったことについては、今後とも引き続き、沖縄海区事務局に対し、沖縄海区の漁船に対する漁具制限の遵守徹底を呼びかけるように働きかけてまいりたいと考えております。

また、昨年6月の委員会において、委員から、「禁漁期を長くするのであれば、その分の収入の補償についてもセットで考えるべき」との意見があったことについて、昨年の委員会後、経営体数の多い与論町漁協と意見交換をしたところ、ソデイカの代替となる水産物というのは価格格的になかなかないが、沖縄の業者とは情報交換を行っており、勉強して良い方向に持っていきたいとの話がありました。収入の補償についてどのようなことが可能かというのはなかなか今の段階では難しいところではありますが、今後、データや先進技術の活用の提案等が行えないか検討してまいりたいと思っております。

具体的な改正案につきまして、資料の12ページ以降で御説明いたします。資料の12ページになりますが、こちらが委員会指示の新旧対照表であり、アンダーラインを引いてある部分が今回の変更部分でございます。更新案の欄を上から順に説明しますと、まず、前文におきまして、指示番号を第5-1号に改めさせていただいております。また、「13」の指示の有効期間でございますが、近年、沖縄県の指示内容の見直し等もあることから、新しい委員会指示の有効期間を昨年同様1年間とし、令和5年6月1日から令和6年5月31日としております。指示年月日につきましては県の公報掲載日になりますので、現在のところ空欄となっております。

続きまして承認取扱要領でございます。資料の13ページと14ページになりますが、この中でまず13ページの前文及び第8で、アンダーラインの部分でございますが、指示番号を委員会指示内容と合わせるため第5-1号としております。また、附則の部分につきましても、施行日を令和5年6月1日、失効日を令和6年5月31日とそれぞれ改めております。14ページの様式につきましては、「ソデイカはえ縄漁業承認申請書」のアンダーラインの部分に、新しい委員会指示番号第5-1号が入ることとなります。

続きまして取扱方針でございます。資料の15ページで、アンダーラインの部分ですが、指示番号を委員会指示内容と合わせるため第5-1号と改めております。また、附則の部分につきましても施行日を令和5年6月1日に改めております。

16ページから22ページにつきましては、奄美大島海区漁業調整委員会指示等の原案文を資料として添付してありますので、お目通し願います。

最後に、昨年度の委員会において委員より、沖縄船による奄美海域でのソデイカ漁に関する現状につきまして情報提供があったことについて、沖縄海区事務局への申し入れの状況について、事務局次長の宍道より説明いたします。

宍道事務局次長

事務局次長の宍道でございます。沖縄海区事務局の（設置されている）沖縄県に対する申し入れを行った旨、先般、委員会で報告したところですが、その内容につきまして、沖縄県の対応に関する返信がございましたので、その内容について報告いたします。

まず、申し入れた内容といたしましては、6点ございました。まず1点目、沖縄県ソデイカ漁船の中に旗数制限、これは、50マイル以内30本、50マイル以遠50本以内という制限があるわけですが、これを守っていない船がいるようだと、中には60～70本使っている船もあるようだと。大型の船が多く、3人乗りの船もあるようですが、それくらいしないと商売にならないとの理屈でたくさん漁具を使っている船があるとの情報を得たということを伝えております。これは最近の話ではなく、沖縄県では半ば黙認されているような状況もあるのではないかとのこともお伝えしているところです。

それで、沖縄は奄美大島海区よりも1か月禁漁期間が長く、11月も保護対象としているわけですが、沖縄県と歩調を合わせて奄美大島海区も11月を禁漁としてもらえないかとの呼び掛けがかねてよりあるわけですが、まず、奄美大島海区に足並みをそろえるよう呼びかける前に、沖縄県側が設定した漁具制限をまずは守らせる必要があるということも伝えております。

かつて、奄美大島海区の漁船と沖縄県の漁船との間で、海上で1ワット無線で、同じ周波数帯を使って船間の交信ができる体制が取れていたということなんですけれども、段々それができなくなって、沖縄船は1ワット無線ではなくて10ワット無線やそういったものを使っているようで交信ができなくなっているのです、元の体制に戻していただきたいということも申し入れております。

それから、今、沖縄の大型船は喜界島の東側の港、早町漁港というのがありますけれども、早町漁港を母港として、10数隻、15隻ほどの2級船がやってきてそこを基地として操業しておりますが、奄美の船よりも大型なのでしけに強いということで、奄美の小型船がしけで操業できないような日にも海に出られるということで、日帰り操業で島の近いところで操業しているようだと。それで、沖縄船なので、奄美の沿岸での操業はなるべく遠慮いただきたいかということも申し入れているところです。

この6点につきまして、まず、旗数制限の遵守につきまして、鹿児島県（奄美大島海区漁業調整委員会事務局）からの意見を受けて、沖縄県としては、2月に漁業取締船はやてにより沖縄海区内での漁場監視を実施したと。具体的には、硫黄島島の周辺での漁業取り締まりを実施しましたということでした。

ただ、なかなか海上ではそれぞれの船が旗を何本使っているかということの具体的な違反取り締まりが難しいとのことで、今後、周知徹底を図ることによって違反を未然に防ぐように努めてまいりますとの返信がございました。

それから、沖での船間交信の相互連携・通信体制の維持、それから、喜界島周辺、沿岸での操業、この2点につきましては、まずは当該海域で操業する船が何丸と何丸と何丸であるという具体的な船の把握と、連絡体制についての情報収集にこれから努めてまいりますとのことでございました。

まだまだ完全に懸念が払拭されるような状況とは言えないところですが、沖縄県としても奄美大島海区からの申し入れに対して取り組む姿勢は見られるのかなという風に受け止めているところです。

以上です。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

杉委員

今説明がありましたけれども、（委員会指示に基づく制限により）50本しかできないというところで、旗数制限を守らない船を指導するだけとかでは絶対守らないと思うんですよね。そこで、沖縄のほうで違法操業した場合にはどういう風にして取り締まりしてどういう罰則を科すかというところを明確にしてやっていかないと、言っただけ（周知徹底を図るだけ）では守らないと思うんですよね。先ほど言ったように、やらなければならない状況になっていますので、そこをどういう風にしてやっていくのかというところをはっきり線引きしてもらいたいですよね。そうでないと困ると思いますので、沖縄（海区）のほうにそれを進めてもらいたいと思います。

あと、他は、奄美大島海区では徳之島のほうで親子船が1隻と、3月からちょっと船を工事して兄弟船と規模の大きな船が出てきたんですよね。それでちょっと旗数を増やしてほしいとの意見があったんですけれども、沖縄の船を制限した方が奄美大島海区のためになるということで、我慢して、針数を増やして努力するとか、操業時間を長くして努力してもらえないんじゃないかという話をしまして、そういう風にしてますので、なるべく早くに沖縄船を制限できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

宍道事務局次長

ただ今の御意見を踏まえまして、沖縄海区事務局のほうにその旨申し入れを、さらに徹底といいますか、もう少し実行力のある対応を進めていただくように引き続き申し入れたいと思います。

篤委員 ちよっとお尋ねなんですけれども、この旗数制限というのが実際の操業に使われていた旗数を制限要因にすると、取り締まりをする上で取り締まりしにくいという話だったんですけれども、素人考えですけれども、船に乗せる旗数を何本とはできないんですか。

宍道事務局次長 委員会指示での旗数の制限は、予備も含めた船に搭載できる旗の数になります。

篤委員 では、港に帰ってきてからでも（船の取り締まりを）できるということですね。

もう一つ。人数が増えた場合に、なぜ旗をたくさんできるようになるんですか。要は船は1隻しかなくて、旗は50本以上となると、もうどこにいくか、その旗を追いかけていかなければいけないですよね。（船に）乗っている乗子数で、例えば1人から3人になったら3倍になるという理屈ではないのではないかと思います。そのあたり何か、杉委員、分かりますか。

杉委員 倍とか、そういうことにはならないんですが、できる限り目一杯やるということで、人を増やして、冷凍機能を搭載して、風の間ずっと操業するんですよね。できるだけ操業を最大でやりたいということで、できる船はやるということですよ。

篤委員 流している何十本もの旗をしっかりと管理できるということなんですか。（旗が）行方不明になったりすることなく。

杉委員 そうです。

篤委員 ということは、50本という制限は、能力的な話ではないんですね。

鳥居委員 先ほどの篤委員の質問と関係するんですけれども、旗数の制限、これは予備数も含めてのことですので、ぜひ沖縄県のほうにはですね、現場での取り締まりはもちろんなんですけれども、船が帰ってくる時にですね、ぜひそこでチェックしてほしいということですね、先方（沖縄海区事務局）のほうにお伝えいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

宍道事務局次長 我々もこの情報をいただいた後、喜界島出張の度に早町（漁港）は必ず見に行っていて、今日はしげっぽくて（沖縄船が）いるだろうと思って見に行ったこともあるんですが、その10数隻が停泊しているという状況に出くわしたことがなく、搭載旗数を数えようかと思ったりもしていたんですけれども、それがこの2～3月の時期に確認ができなかったところ
です。
我々としても引き続き同様の視点で抜き打ちの取り締まりといいますか、指導ができますように心がけていきたいと思っております。

杉委員 それと、100海里以内操業なんですけれども、今までは沖縄の大型船が100海里も200海里も出て操業して分散していたので、奄美大島海区内の（操業）海域に余裕があったんですけれども、100海里以遠で操業しようとするソデイカ船がまぐろはえ縄船とトラブルになって、それ以降、これまで100海里以遠で操業していたソデイカ船が100海里以内で操業するようになったことで、操業海域が狭くなってきているんですね。そのような中で奄美大島海区の沿岸で操業をする沖縄船が増えると奄美大島海区の船が困ることになるので、（旗数制限については）徹底してもらいたいと思います。

篤委員 奄美大島海区におけるソデイカの漁獲量を見てみると、奄美地区外所属のはえ縄船の漁獲量も割りとおあるんだなというところで、奄美地区外所属のほうにもアンケート調査は行っているのでしょうか。

丸山書記 アンケート調査は管内漁協に対してのみ行っており、地区外のソデイカ漁船が所属する漁協には行っていないところで、ソデイカ漁業に係る実績報告は提出いただいているところです。

篤委員 分かりました。地区外のソデイカ漁船も委員会指示に従って操業を行っているという理解でよろしいんですね。

丸山書記 委員会指示に従って操業を行っていると考えています。

篤委員 地区外船も委員会指示の関係者かなと思っただけの質問でした。
それから、沖縄海区の漁獲量なんですけど、どう見るかというのがあるんですが、最近、令和2年ぐらいから少ない傾向にあるんですが、いわゆる令和元年に（沖縄海区では）禁漁期間を延長していると思うんですが、この禁漁期間が延長になったのと漁獲量が減少傾向にあるのと相対関係があるのかなと、そのあたりは、月ごとの漁獲量の比較などはされているのですか。

- 丸山書記 沖縄海区における漁獲量については、年単位の数字しか持ち合わせていないため、月ごとの比較は行っておりません。
- 篤委員 もう1点、奄美大島海区の最新情報、今年の5月までの漁獲量というのはどういう状況か、何か情報はありますか。
- 丸山書記 毎年度7月に前年11月～今年の漁期終了月までの漁獲報告を各漁協からいただいているところなので、今年5月までの状況については把握していないところですが、（今年の状況は、普段漁をされている）各委員のほう詳しいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
- 山下委員 他の漁協の状況は分かりませんが、沖永良部島漁協に関して言えば、去年は出漁日数が少なかった部分で漁獲量が少なかったと思います。
今年に関して言えば、やはり11月は例年並みに上がったのですが、その後は例年より少ないのかなと感じております。
- 杉委員 徳之島も、操業日数が天気が悪くてかなり減っていますので、多分（漁獲量が）下がっていると思いますね。
与論に関しては、11月、12月が例年になく量が上がったという話は聞きましたけれども、その後は聞いていないので分かりませんが多分減っているのではないかと思います。
- 茂野会長 ついでに、瀬戸内漁協の状況は、11月、12月頃はまあまあ上がったんですけれども、年が明けてから少ないですね。ですから、早めにソデイカ漁を切り上げたりしている漁師が多いですね。例年よりも減っているという状況だと思います。
- 杉委員 先ほど、他地区のはえ縄漁船の話がありましたけれども、高治丸という船ははえ縄をしていないんですよ、確実に。東の海域でやっているんですけれども。凧丸は西でやっていることが多いので確認していませんけれども、はえ縄操業は許可を受けていると思うんですけど、操業はしていないと思うんですよ。これは、前も言ったんですけれども、一度許可を受けてその後一旦許可申請をやめてしまうと、再度許可をもらうのが難しいと考えて毎年度継続的に申請をしてくているのではないかと勝手に思っているんですけれども、そこを（事務局で）確認をして、実際にはえ縄をやっているのであればいいんですけれども、確認をしたほうがいいのではないかと思っているところです。

宍道事務局次長	高治丸，凧丸はいずれも本職ははえ縄なので，（高治丸は）まぐろはえ縄と，凧丸は金目鯛のはえ縄が専門なので，時期的にソデイカができればということによってやっておられると思うんですね。実際はえ縄でソデイカを釣るということを本当にやるかどうかということになってくると思うんですけども，それをやって商売になると判断すればやると思いますが，現状の資源量では旗流しのほうが商売的に合うということで，はえ縄の許可を持ちながらやっていないということだと思います。
杉委員	そう思うんですけども，沖縄でも，当初からはえ縄船もやっていたんですけども，旗流しのほうが効率がいいということで（はえ縄を）やっている船はいないんですよ。やっていないところを許可申請をして，（承認して，委員会で）管理をするのもどうかなというのも思ったものですから。
宍道事務局次長	経営戦略的に，状況によってはオプションとして持っておきたいということだと思うんですけども。やらないんだったら（はえ縄の許可は）いらぬのではないですかというのをこちらからは申し上げにくいという側面があると思います。
丸山書記	それから，先ほど申し上げたとおり，毎年度7月に，前年11月～今年の漁期終了月までの漁獲報告をしてもらっていますが，ソデイカはえ縄操業の許可を出している経営体については，いずれもはえ縄漁に係る漁獲実績が上がっている一方で，旗流し漁では0という実績をいただいているところですので，そこも踏まえてどのように確認をするのかという点を考慮すると難しい部分があるかと思ひます。
茂野会長	他に，御質問はありますか。 それでは，質疑もないようですので，議事1については，原案のとおり指示することとしてよろしいですか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので，議事1については，そのように決定することといたします。

【その他】

- | | |
|---------|--|
| 茂野会長 | その他、事務局や委員から何かありますか。 |
| 丸山書記 | 次回の委員会の開催日程につきましては、既に一部の委員には直接御連絡をしているとおり、6月19日月曜日の午後3時から、大島支庁本館4階の大会議室で開催しますのでどうぞよろしく願いいたします。 |
| 茂野会長 | その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。
特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。 |
| 山之内事務局長 | ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、第270回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。 |

議事録署名

茂野 拓真



前田 啓一



築地新 光子

